

生活保護法第63条返還金及び第78条徴収金の債権放棄について

1 債権の概要

(1) 生活保護法第63条返還金

被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときに、受けた保護費の範囲内でその者に返還を求めるもの。

(2) 生活保護法第78条徴収金

被保護者が不実の申請その他不正な手段により保護を受けたときに、受けた保護費の全額又は一部をその者から徴収するもの。

2 債権放棄に至る経緯

生活保護債権6件（法第63条返還金3件、法第78条徴収金3件）のうち4件については、債務者の自己破産に伴い当該債権の免責決定がなされたもの。残る2件については、死亡した債務者に換価可能な財産がなく、その後、相続人全員が相続を放棄したもの。

これらの債権について債権処理検討庁内委員会に諮ったところ、債権放棄が妥当であるとの結論を得たことから、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権を放棄することとした。

3 債権放棄の内容

(1) 放棄件数・金額

放棄債権	放棄理由	債権放棄該当事項 (浜松市債権管理条例適用条項)	件	放棄額 (円)	区
法第63条 返還金	破産免責	第12条第1項第2号	2	341,346	中区
	相続放棄	第12条第1項第7号	1	432,196	中区
	計		3	773,542	—
法第78条 徴収金	破産免責	第12条第1項第2号	2	750,000	中区
	相続放棄	第12条第1項第7号	1	933,418	東区
	計		3	1,683,418	—
合計			6	2,456,960	—

(2) 放棄年月日

①中区分：令和3年3月26日

破産免責4件 1,091,346円

相続放棄1件 432,196円

②東区分：令和3年3月18日

相続放棄1件 933,418円

【参考】 浜松市債権管理条例（抜粋）

（その他の債権の放棄）

第12条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
- (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (4) 当該債権について、第8条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 第8条に規定する強制執行等又は第9条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第10条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (7) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合、その相続人が存在しない場合又はその相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (8) 当該債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないものと認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。